

B-1

文 書 廃 棄 細 則

制定 平成 27 年 11 月 27 日

改正 2020 年 9 月 14 日

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人市民後見人の会（以下「本会」という）における文書破棄基準を明らかにし、事務を適正かつ円滑に執行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(文書廃棄)

第2条 文書の廃棄基準は、別表 1 「本会における文書廃棄基準」、別表 2 「後見業務に関する文書破棄基準」による。

(文書保管責任者)

第3条 文書の保管責任者は別表 1 は事務局長、別表 2 は後見部会長とする。

(改廃)

第4条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

1. この細則は、2020 年 9 月 14 日から実施する。

(管理責任者 事務局長)